

住所地特例対象施設の皆様へ

介護保険の資格管理に御協力をお願いします

※介護保険法第13条第3項に基づく協力

「介護保険住所地特例施設 入所・退所 連絡票」を提出してください。

保険者が被保険者の資格管理を適切に行えるよう、被保険者の入所・退所があった場合は、「介護保険住所地特例施設 入所・退所 連絡票」を御記入のうえ、保険者（市町村）に提出いただくようお願いいたします。

要介護認定を受けているかどうかに関わらず、介護保険の被保険者(第1号・第2号)全員が対象です。

提出先である保険者とは、基本的には入所前住所地の市町村となりますが、被保険者の住所変更が複数回にわたるなど、保険者が不明な場合は、施設所在地の市役所・町役場等の介護保険担当課に提出してください。御協力をよろしくお願いいたします。

住所地特例とは

介護保険法第13条で定める特例の内容は次のとおりです。

被保険者が、住所地特例対象施設に入所・入居して、施設所在地に住所を変更した場合には、住所変更前の市町が保険者となります。

【例】 YさんがA市(自宅)から、次のように住所を変更した場合

例1) B市の有料老人ホームに入居し、施設所在地に住所変更した。 ⇒ 保険者A市

例2) B市の親戚宅に住所変更後、B市の老人ホームに入居した。 ⇒ 保険者B市

例3) B市の有料老人ホームに入居し、施設所在地に住所変更した。

数年後、C市の介護老人福祉施設に住所変更して入所した。 ⇒ 保険者A市

住所地特例対象施設とは

①介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

②特定施設

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

※特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅も含む(H27.4.1～)

③養護老人ホーム（老人福祉法の入所措置がとられている場合）

(お問い合わせ先)

各市町村の介護保険担当課

香川県健康福祉部長寿社会対策課 087-832-3270